**使用旅客船ごとの最大搭載数量**

　旅客、手荷物、小荷物、自動車及び貨物の最大搭載数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 船名 |  |  |  |
| 旅客 |  人 |  人 |  人 |
| 手荷物、小荷物、貨物 |  　　　m3(トン) |  m3(トン) |  m3(トン) |
| 自動車 |  台 |  台 |  台 |

（注）

　１　予備船の船名は、括弧書きとすること。

　２　最大搭載数量について

旅客については人数、自動車については台数とする。その扱いについては、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第５４号第３条に基づく内航旅客定期航路事業運航実績報告書第１号様式の注６及び注１０に準ずることとする。

また、貨物の最大輸送能力については、受託手荷物、特殊手荷物、小荷物及び貨物輸送を対象とし、m3（トン）数で表示することとする。

手荷物は、受託手荷物及び特殊手荷物をいうものとする。則第２条第１項第３号ロの第１号様式使用船舶明細書における貨物積載容積を記載する。トン数表示の場合は、輸送する主要貨物によるトン数換算を行い、貨物積載容積がない場合には、輸送実績に基づくトン数を記入することとする。

この場合、手荷物（受託手荷物及び特殊手荷物）、小荷物及び貨物の最大搭載数量の合計が、サービス基準に定める貨物の最低輸送能力を上回る必要がある。